



# 第1章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨



2011（平成23）年に制定されたスポーツ基本法の前文では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」との認識のもと、その概念と基本的な役割を以下のとおりとしている。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

本市は、このスポーツ基本法を基盤とする国の方針や市民ニーズなどを踏まえ、2014（平成26）年3月に「沼津市スポーツ推進基本計画」（以下、「従前計画」と略記）を策定し、「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ ～市民ひとり1スポーツの推進～」を基本理念に、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の実現に向けてスポーツ施策を推進してきた。

従前計画の期間中、静岡県においては、2019（令和元）年に「ラグビーワールドカップ™2019 日本大会」、2021（令和3）年に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下、「東京2020大会」と略記）の自転車競技が開催された。本市においても、東京2020大会のフェンシングカナダ代表チームの事前キャンプを受け入れるなど、市民が国際水準のトップスポーツに触れる機会となった。

また、2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルスのパンデミック（感染爆発）によって多くのスポーツ活動は自粛や規模縮小などを余儀なくされたが、一方で、そのことが、多様な人が集い、交流し、楽しみや感動を分かち合うことのできるスポーツの価値を再認識することにもつながった。

本市は、2021（令和3）年3月に、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間のまちづくりの方針を示す、第5次沼津市総合計画を策定した。同計画の推進にあたっては、人口減少・高齢化の進行、持続可能な社会や共生社会実現への要請、地域の産業や中心市街地の活力低下など、様々な地域・社会課題が顕在化する中、スポーツの持つ多様な力を活かしてそれらの課題解決を図っていくことに対する期待も高まっている。

本計画は、このような流れの中で、2023（令和5）年度で従前計画の計画年度が終了することから、その後継計画として、時代の潮流や、本市の課題、市民意識・ニーズの変化などを踏まえ、今後の10年間で展望しつつ、計画的、体系的に本市のスポーツ施策を推進するため、その指針を示すものとなる。

## 2 計画の枠組み



## (1) 目的

第5次沼津市総合計画で本市が目指す将来都市像「人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～」の実現に向けて、今後10年間の本市スポーツ分野の施策を推進する上での基本的な考え方と指針を明らかにする。

## (2) 計画の位置づけ

## 1

## スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」

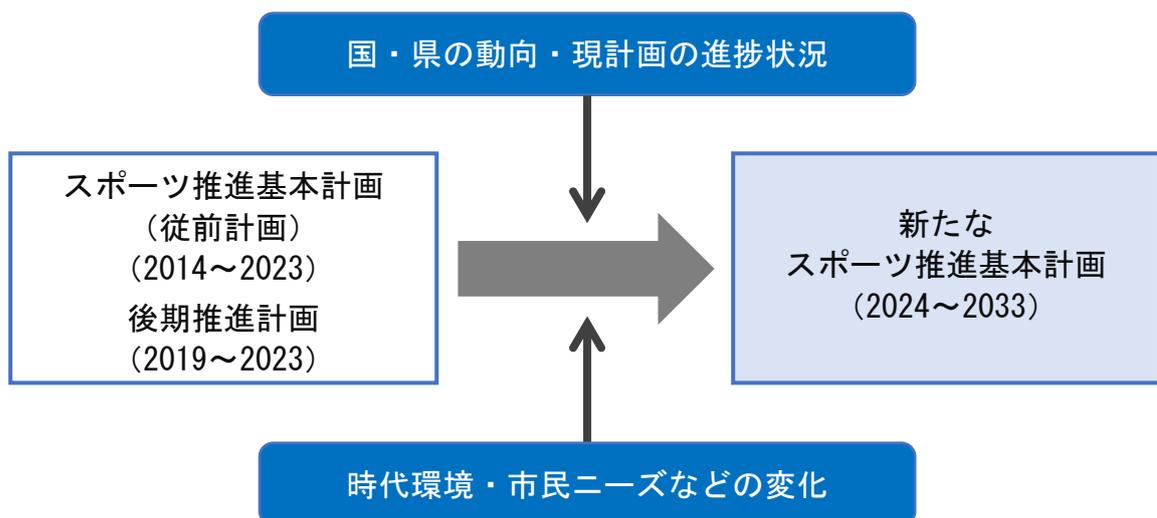
スポーツ基本法では、各地方公共団体は国のスポーツ基本計画を参酌して、「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものとされている（第10条）。本計画は、この規定に基づく「地方スポーツ推進計画」となる。

## 2

## 平成26年策定の「沼津市スポーツ推進基本計画」の後継計画

「沼津市スポーツ推進基本計画」（平成26年3月策定）及び「同後期推進計画」（平成31年3月策定）の計画期間が令和5年度で終了することから、計画策定後の国や静岡県に関連政策動向、従前計画の進捗状況及び環境や市民ニーズの変化を踏まえて、令和6年度からの10年間を計画期間とする新たなスポーツ推進基本計画を策定する。

## ■ 新たなスポーツ推進計画策定の背景と位置づけ





(3) 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とする。  
この期間を前期と後期に分け、本基本計画に沿った実施計画を定め、具体的な推進を図る。

- 前期計画：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度
- 後期計画：2029（令和11）年度～2033（令和15）年度

(4) 上位計画と関連計画

第5次沼津市総合計画の方針を踏まえるとともに、国のスポーツ基本計画及び静岡県スポーツ推進計画を参酌しながら、本市の関連計画の運動・スポーツに関する施策方針と整合を図りつつ計画を策定する。

■ 上位計画等及び関連計画との関係図

